

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 赤羽川水系赤羽川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡先 059-224-2686		
事業名	赤羽川水系赤羽川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する赤羽川水系赤羽川の堆積土砂掘削及び樹木伐採を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町長島~紀北町大原 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	7,000m ³ (1,000m ²)	35,000m ³	
	令和8年度	7,000m ³ (500m ²)	28,000m ³	
	令和9年度	7,000m ³ (500m ²)	21,000m ³	
	令和10年度	7,000m ³ (500m ²)	14,000m ³	
	令和11年度	7,000m ³ (500m ²)	7,000m ³	
	計	35,000m ³ (3,000m ²)	0m ³	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	38,000	38,000	0
	令和8年度	38,000	38,000	0
	令和9年度	38,000	38,000	0
	令和10年度	38,000	38,000	0
	令和11年度	38,000	38,000	0
	計	190,000	190,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽川水系赤羽川は北牟婁郡紀北町長島から紀北町大原に位置し流路延長10.5kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 赤羽川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は35千m³であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、35千m ³ の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	赤羽川は、都市部の出垣内水位観測所(紀北町長島)において水位の常時観測が行われている。また、赤羽川近傍の雨量観測所(十須・出垣内)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

* 記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 赤羽川水系萩原川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	赤羽川水系萩原川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する赤羽川水系萩原川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町長島 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	200m3	1,000m3	
	令和8年度	200m3	800m3	
	令和9年度	200m3	600m3	
	令和10年度	200m3	400m3	
	令和11年度	200m3	200m3	
	計	1,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	5,000	5,000	0
	令和8年度	5,000	5,000	0
	令和9年度	5,000	5,000	0
	令和10年度	5,000	5,000	0
	令和11年度	5,000	5,000	0
	計	25,000	25,000	0
事業の必要性、 緊急性	・赤羽川水系萩原川は北牟婁郡紀北町長島に位置する二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・萩原川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は約1千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	・令和7年度~令和11年度の5年間で、1千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	萩原川は、近傍の雨量観測所(出垣内)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	・予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 ・掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 赤羽川水系三戸川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	赤羽川水系三戸川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する赤羽川水系三戸川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町島原 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	7,000m3	25,000m3	
	令和8年度	5,000m3	18,000m3	
	令和9年度	5,000m3	13,000m3	
	令和10年度	4,000m3	8,000m3	
	令和11年度	4,000m3	4,000m3	
	計	25,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	35,000	35,000	0
	令和8年度	30,000	30,000	0
	令和9年度	30,000	30,000	0
	令和10年度	25,000	25,000	0
	令和11年度	25,000	25,000	0
	計	145,000	145,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽川水系三戸川は北牟婁郡紀北町島原に位置し流路延長13.4kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 三戸川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は25千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度~令和11年度の5年間で、25千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	三戸川は、近傍の雨量観測所(三戸)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 片上川水系片上川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	片上川水系片上川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する片上川水系片上川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県北牟婁郡紀北町東長島 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書きで記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	100m ³	600m ³	
	令和8年度	100m ³	500m ³	
	令和9年度	100m ³	400m ³	
	令和10年度	100m ³	300m ³	
	令和11年度	200m ³	200m ³	
	計	600m ³	0m ³	
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	2,000	2,000	0
	令和8年度	2,000	2,000	0
	令和9年度	2,000	2,000	0
	令和10年度	2,000	2,000	0
	令和11年度	4,000	4,000	0
	計	12,000	12,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 片上川水系片上川は北牟婁郡紀北町東長島に位置する二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 片上川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は約0.6千m³であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度～令和11年度の5年間で、0.6千m ³ の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	片上川は、近傍の雨量観測所(出垣内)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 船津川水系船津川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	船津川水系船津川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する船津川水系船津川の堆積土砂掘削及び樹木伐採を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町相賀~紀北町上里 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書きで記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	3,000m3	15,000m3	
	令和8年度	3,000m3	12,000m3	
	令和9年度	3,000m3	9,000m3	
	令和10年度	3,000m3	6,000m3	
	令和11年度	3,000m3	3,000m3	
	計	15,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	30,000	30,000	0
	令和8年度	30,000	30,000	0
	令和9年度	30,000	30,000	0
	令和10年度	30,000	30,000	0
	令和11年度	30,000	30,000	0
	計	150,000	150,000	0
事業の必要性、緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 船津川水系船津川は北牟婁郡紀北町相賀から紀北町大河内に位置し流路延長11.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 船津川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は15千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度~令和11年度の5年間で、15千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。 			
河道の状態把握	船津川には、上流部に上里水位観測所(紀北町上里)、都市部は前柱水位観測所(紀北町船津)において水位の常時観測が行われている。また、船津川近傍の雨量観測所(落合・中里・前柱)から水防活動や洪水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 船津川水系往古川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	船津川水系往古川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する船津川水系往古川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県北牟婁郡紀北町中里 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和9年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書きで記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	12,000m ³	20,000m ³	
	令和8年度	4,000m ³	8,000m ³	
	令和9年度	4,000m ³	4,000m ³	
	令和10年度	0m ³	0m ³	
	令和11年度	0m ³	0m ³	
	計	20,000m ³	0m ³	
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	40,000	40,000	0
	令和8年度	20,000	20,000	0
	令和9年度	20,000	20,000	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	80,000	80,000	0
事業の必要性、緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 船津川水系往古川は北牟婁郡紀北町中里に位置し流路延長6.1kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 往古川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は20千m³であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度～令和9年度の3年間で、20千m ³ の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	往古川は、近傍の雨量観測所(久瀬谷・中里)から水防活動や洪水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 船津川水系大船川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	船津川水系大船川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する船津川水系大船川の堆積土砂掘削及び樹木伐採を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町馬瀬 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和10年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書きで記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	25m3(450m2)	75m3	
	令和8年度	25m3(450m2)	50m3	
	令和9年度	25m3(450m2)	25m3	
	令和10年度	25m3(450m2)	0m3	
	令和11年度	0m3	0m3	
	計	100m3(1,800m2)	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	3,000	3,000	0
	令和8年度	3,000	3,000	0
	令和9年度	3,000	3,000	0
	令和10年度	3,000	3,000	0
	令和11年度	0	0	0
	計	12,000	12,000	0
事業の必要性、緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 船津川水系大船川は北牟婁郡紀北町馬瀬に位置し流路延長2.6kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 大船川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和2年度現在、河道内の土砂堆積量は0.1千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度~令和10年度の4年間で、0.1千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	大船川は、近傍の雨量観測所(中里)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 船津川水系内頭川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	船津川水系内頭川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する船津川水系内頭川の樹木伐採を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町船津 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和10年度(4年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き で記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	(50m2)	(200m2)	
	令和8年度	(50m2)	(150m2)	
	令和9年度	(50m2)	(100m2)	
	令和10年度	(50m2)	(50m2)	
	令和11年度	(0m2)	(0m2)	
	計	(200m2)	(0m2)	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	2,000	2,000	0
	令和8年度	2,000	2,000	0
	令和9年度	2,000	2,000	0
	令和10年度	2,000	2,000	0
	令和11年度	0	0	0
	計	8,000	8,000	0
事業の必要性、 緊急性	・船津川水系内頭川は北牟婁郡紀北町船津に位置し流路延長3.1kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・内頭川では、樹木等により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。			
浚渫目標	・令和7年度~令和10年度の4年間で、200m2の樹木伐採を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	内頭川は、近傍の雨量観測所(前柱)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	・予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 ・掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名	三重県	
		河川名	銚子川水系銚子川(二級河川)	
		担当課室名	河川課	
		連絡	先 059-224-2686	
事業名	銚子川水系銚子川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する銚子川水系銚子川の堆積土砂掘削及び樹木伐採を行うもの。 浚渫箇所: 三重県北牟婁郡紀北町相賀~紀北町便ノ山 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	3,000m3	33,000m3	
	令和8年度	3,000m3	30,000m3	
	令和9年度	12,000m3	27,000m3	
	令和10年度	3,000m3	15,000m3	
	令和11年度	12,000m3	12,000m3	
	計	33,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	30,000	30,000	0
	令和8年度	30,000	30,000	0
	令和9年度	120,000	120,000	0
	令和10年度	30,000	30,000	0
	令和11年度	120,000	120,000	0
	計	330,000	330,000	0
事業の必要性、 緊急性	・銚子川水系銚子川は北牟婁郡紀北町相賀から紀北町便ノ山に位置し流路延長13.8kmの二級河川であり、 氾濫が発生した場合の被害は甚大である。 ・銚子川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されて おり、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は33千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるととも に、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	・令和7年度~令和11年度の5年間で、33千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	銚子川には、上流部に便ノ山水位観測所(紀北町便ノ山)、都市部は相賀水位観測所(紀北町相賀)に おいて水位の常時観測が行われている。また、銚子川近傍の雨量観測所(便ノ山・相賀)から水防活動や 濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回の パトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随 時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で 目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	・予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得 る。 ・掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 北川水系北川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	北川水系北川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する北川水系北川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県尾鷲市北浦町～尾鷲市宮ノ上町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和9年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書き で記載</small>			残量	
	令和7年度	200m ³	500m ³	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和8年度	150m ³	300m ³	
	令和9年度	150m ³	150m ³	
	令和10年度	0m ³	0m ³	
	令和11年度	0m ³	0m ³	
	計	500m ³	0m ³	
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	3,000	3,000	0
	令和8年度	2,500	2,500	0
	令和9年度	2,500	2,500	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	8,000	8,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 北川水系北川は尾鷲市北浦町から尾鷲市坂場町に位置し流路延長0.8kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 北川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は0.5千m³であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度～令和9年度の3年間で、0.5千m ³ の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	北川は、都市部の北浦水位観測所(尾鷲市北浦町)において水位の常時観測が行われている。また、北川近傍の雨量観測所(紀北建設部・北浦)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 中川水系中川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	中川水系中川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する中川水系中川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県尾鷲市中川~尾鷲市新田町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和11年度(5年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	200m3	1,000m3	
	令和8年度	200m3	800m3	
	令和9年度	200m3	600m3	
	令和10年度	200m3	400m3	
	令和11年度	200m3	200m3	
	計	1,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	2,000	2,000	0
	令和8年度	2,000	2,000	0
	令和9年度	2,000	2,000	0
	令和10年度	2,000	2,000	0
	令和11年度	2,000	2,000	0
	計	10,000	10,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・中川水系中川は尾鷲市中川から尾鷲市新田町に位置し流路延長3.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・中川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は1千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度~令和11年度にかけて、1千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。 			
河道の状態把握	中川は、都市部の中川水位観測所(尾鷲市中川)において水位の常時観測が行われている。また、中川近傍の雨量観測所(中川)から水防活動や渇水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 ・掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 沓川水系沓川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	沓川水系沓川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する沓川水系沓川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所：三重県尾鷲市三木里町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度～令和9年度(3年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位：m ³) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m²)書きで記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	400m ³	1,000m ³	
	令和8年度	300m ³	600m ³	
	令和9年度	300m ³	300m ³	
	令和10年度	0m ³	0m ³	
	令和11年度	0m ³	0m ³	
	計	1,000m ³	0m ³	
予定事業費 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	5,000	5,000	0
	令和8年度	4,000	4,000	0
	令和9年度	4,000	4,000	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	13,000	13,000	0
事業の必要性、 緊急性	<ul style="list-style-type: none"> 沓川水系沓川は尾鷲市三木里町に位置し流路延長0.9kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 沓川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は1千m³であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。 			
浚渫目標	令和7年度～令和9年度の3年間で、1千m ³ の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	沓川は、近傍の雨量観測所(三木里)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記載</small>	<ul style="list-style-type: none"> 予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。 			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(別添1)

(※本書式は、河川毎に作成し、原則として国土交通省(市区町村にあっては都道府県經由にて)に個別計画の提出時にあわせて提出願います)

令和7年度 緊急浚渫推進事業計画(河川)				
		都道府県名 又は 市区町村名		
		三重県		
		河川名 古川水系古川(二級河川)		
		担当課室名 河川課		
		連絡 先 059-224-2686		
事業名	古川水系古川緊急浚渫推進事業			
事業の内容 (浚渫箇所(所在地))	三重県が管理する古川水系古川の堆積土砂掘削を行うもの。 浚渫箇所: 三重県尾鷲市賀田町 【別図参照】			
実施予定期間	令和7年度~令和8年度(2年間)			土質区分
予定事業量 (各年度の浚渫土砂量) (単位:m3) <small>※樹木伐採のみの計上が必要となる場合は、(m2)書き て記載</small>			残量	第2種建設発生土 ※目視による見込み。
	令和7年度	2,000m3	6,000m3	
	令和8年度	4,000m3	4,000m3	
	令和9年度	0m3	0m3	
	令和10年度	0m3	0m3	
	令和11年度	0m3	0m3	
	計	6,000m3	0m3	
予定事業費 (単位:千円)		事業費	地方債	一般財源
	令和7年度	15,000	15,000	0
	令和8年度	30,000	30,000	0
	令和9年度	0	0	0
	令和10年度	0	0	0
	令和11年度	0	0	0
	計	45,000	45,000	0
事業の必要性、 緊急性	・古川水系古川は尾鷲市賀田町から尾鷲市菅根町に位置し流路延長4.8kmの二級河川であり、氾濫等が発生した場合の被害は甚大である。 ・古川では、これまでの出水等による土砂流出・堆積により流下能力が低下(流下断面が阻害)されており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況にある。 ・令和7年度現在、河道内の土砂堆積量は6千m3であり、早期の流下能力(断面)確保に努めるとともに、定期的な維持管理が必要である。			
浚渫目標	・令和7年度~令和8年度の2年間で、6千m3の堆積土砂掘削を行い、現況河道の流下能力を維持する。			
河道の状態把握	古川は、都市部の銀杏水位観測所(尾鷲市賀田町)において水位の常時観測が行われている。また、古川近傍の雨量観測所(銀杏)から水防活動や濁水調整のためのデータを得ることができる。河川管理施設の異常等の把握については、定期的に年1回のパトロールを外部コンサルタントに委託して実施するほか、大雨や洪水等異常気象があった際には、随時、直営によるパトロールを実施している。堆積土砂等の状態把握については、3年に1回程度の頻度で目視又は簡易測量を行い、適切な維持管理に繋げている。			
その他 <small>※事業実施にあたり、環境、掘削土砂等の利活用、維持 管理等の改善策などの方針等について、可能な範囲で記 載</small>	・予定事業量(発生土砂量)については現時点での予定であり、今後の出水等の影響により変更となり得る。 ・掘削した土砂等については、公共事業間での有効活用を優先して図る。			

*記述内容に変更がある場合には、必ず変更のうえ提出するものとする。